相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市花山字本沢天神三二番地、最後の住所千葉県八千代市上高野二〇五八番地五グリーンヒル　被相続人　亡　千葉みわの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号　袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西川　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区本町四丁目五三番地、最後の住所東京都中野区本町四丁目二一番一一号

ウィズ末広一〇五　被相続人　亡　稲子　暢二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍アメリカ合衆国、最後の住所東京都大田区西六郷三丁目二九番八号髙橋方

被相続人　亡　ヤスカル，ヘンリー

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番四号プライア渋谷一六〇五号室隼総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡本　好司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市左京区北白川下池田町二番地、最後の住所東京都世田谷区玉川田園調布一丁目一九番一一―一〇九号

被相続人　亡　内田　久司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

東京都千代田区麹町二―一二―一ＫＤＸレジデンス半蔵門五〇一菅野綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市蛭子町五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

東京都港区虎ノ門二丁目一一番九号コンシェリア虎ノ門七〇四

相続財産管理人　弁護士法人佐和法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区板井三一六番地、最後の住所新潟市鐙二丁目四番一号　ダイアパレス鐙三一一号　被相続人　亡　丸山　修治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

新潟市中央区上所一丁目一番二四号　Ｎビル四階　とやの総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田　竜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市寺島六四三番地、最後の住所富山市布目一七〇〇番地六

被相続人　亡　大井　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

事務所富山市西田地方町二丁目六番一〇号山田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中山　敦雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市西改田上の町一〇九番地一三、最後の住所岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田二丁目三四番地の六

被相続人　亡　鈴木　良典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

事務所岐阜市江川町一六番地　弁護士法人森川・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市山崎三五七五番地、最後の住所静岡県袋井市山崎三五七五番地

被相続人　亡　松本　立也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

事務所静岡県浜松市浜北区小松三四一番地

司法書士浜北総合事務所

相続財産管理人　司法書士　髙林　利次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区田尻町二九七番地、最後の住所静岡県浜松市南区田尻町二九七番地

被相続人　亡　神谷　猶久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

静岡県浜松市中区東伊場一丁目三二の二四

相続財産管理人　弁護士　熊田　俊博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区田尻町二九七番地、最後の住所静岡県浜松市南区若林町二八二五番地の一グループホーム三葉の家

被相続人　亡　神谷まるゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

静岡県浜松市中区東伊場一丁目三二の二四

相続財産管理人　弁護士　熊田　俊博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市比奈四一番地、最後の住所静岡県富士市比奈四一番地

被相続人　亡　林　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

静岡県富士市吉原四丁目六番一九号

相続財産管理人　横山　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区広野四丁目一〇九五番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区広野四丁目六番七号　被相続人　亡　佐藤　旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十五日

静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八トーカイビル四階

相続財産管理人　弁護士　河村　正史

第45期決算公告　平成28年12月15日

鳥取県米子市米原9丁目2番36号

株式会社ヤマネ産機

代表取締役　山根　宏典

貸借対照表の要旨

（平成28年9月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	784,110
	固定資産	325,406
	合計	1,109,516
負債及び純資産の部	流動負債	729,394
	固定負債	156,056
	株主資本	224,066
	資本金	20,000
	利益剰余金	204,066
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	174,066
	（うち当期純利益）	(27,808)
	合計	1,109,516